

裁判員裁判を揺るがす高裁判決

勝又さんにとって、一番（裁判員裁判）と二審では、犯行日時、場所も大幅に変えられ、まったく違う裁判を受けたも同然です。本来、裁判員対象事件は一番において裁判員裁判を得て、不服があれば控訴審、上告審と上訴する権利が保障されています。勝又さんは、審級の権利を奪われています。東京高裁は、無罪判決にするか、少なくとも新たな訴因について地裁に差し戻して裁判員の判断を得るべきでした。

また、第一審の裁判官及び裁判員は、手紙でいう「事件」が何を指すのか不明確と判断しています。高裁判決は、市民の常識を裁判に生かす目的でスタートした裁判員裁判の理念を否定し、憲法32条の裁判を受ける権利を侵害しています。最高裁は高裁判決を破棄し無罪とすべきです。

息子を助けてください

東京高裁判決の冒頭、藤井裁判長が「原判決を破棄する」と聞いて、一瞬拓哉が無罪になったと思った。ところが、法廷の雰囲気ざわめきだし、無罪ではないということがわかった。わたしは、判決文を読んで、「なぜ、なぜ」と疑問だけが出てきて、まったく納得できません。私の病気のことや家族のことを心配して出した手紙が、なぜ無期懲役の証拠となるのか理解できません。

拓哉は、絶対に人殺しなどしていません。どうか、一日も早く拓哉の冤罪が晴らせるように、皆様のご支援を宜しく願います。

勝又拓哉の母より

控訴審をすべて傍聴した。弁護団の反証が、次々と検察官立証を崩し、一番の判決の誤りを明らかにしていった。逆転無罪を確信した。ところが、東京高裁は一番の判断を厳しく批判しながらも、改めて「有罪」を宣告したのである。

振り返ってみれば、裁判長の自信に満ち溢れた、それ故、高圧的にも見える訴訟指揮の「強権ぶり」が際立っていた。予備的訴因の変更を検察官に促し、弁護団の反対意見も「手厚く」排斥した。それが有罪判決への布石だった。しかし、その自信満々の判決理由は、「有罪ありき」の結論に向けて、情況証拠を都合よく解釈しただけのもので、およそ客観的証拠に基づく論理的判断とは言えないものだ。

上告審は、本来の裁判にあるべき「証拠に基づいた」公正で公平な判断を心より望みたい。もうこれ以上、裁判に絶望したくない。

もうこれ以上、裁判に絶望したくない！



映画監督・周防正行

無実の勝又拓哉さんを救うために！あなたの力を貸してください。

- 最高裁で勝又さんの無罪を求める署名にご協力ください。
- 裁判闘争支援のための募金にご協力ください。●勝又拓哉さんを守る会にご入会ください。

【会費・カンパ振込先】

ゆうちょ銀行 〇七八支店 普通 3687658 (記号10760 番号36876581)

名義人：えん罪今市事件 勝又拓哉さんを守る会

えん罪今市事件・勝又拓哉さんを守る会

〒320-0055 栃木県宇都宮市下戸祭1-2-4 赤羽ハイツ1階
八幡山法律事務所内 070-4494-6116 (担当 橋本)

いまいち 今市事件は冤罪です！

勝又拓哉さん



私は無実です

わたしは、無実です。
東京高裁は、有罪ありきの判決でした。
高裁では、地裁判決の矛盾がずっと明らかになされたので、無罪判決が出ると思っていただけにショックでした。
最高裁では、かならず無罪を勝ち取りたいと思います。
どうか無実の私を助けてください。
ご支援よろしく願います。

デッチ上げのストーリー 自白の強要

今市事件は、2005年12月1日、栃木県今市市（現日光市）で小学1年生の女儿が行方不明となり、翌日、茨城県常陸大宮市の山林で遺体となって発見された事件です。

警察は、事件発生から約8年後に勝又拓哉さん（当時31歳）を商標法違反（偽ブランド品の譲渡目的所持罪）で別件逮捕し、その身柄拘束を利用して今市事件の取り調べを続け、勝又さんを「自白」に追い込み、殺人罪で逮捕・起訴しました。

勝又さんの「自白」では、学校帰りの女儿を拉致して自宅アパートに連れ込みわいせつ行為を行い、茨城県の山林まで車で連れてきて、女儿の右肩を掴み、正面から胸部をナイフで10回刺して殺害し、遺体を投げ捨てたとされています。

この事件の特徴は、勝又さんと犯行を結びつける物的証拠は何一つなく、有罪を支えるのは「自白」と極めて脆弱な情況証拠だけです。

DNAも違う 物証もなし

有罪にするためなら事実もねじ曲げる

いま最高裁

2016年4月、宇都宮地裁（松原里美裁判長）は、情況証拠だけでは勝又さんを有罪にできないが、「自白」が信用できるとして無期懲役の判決を言い渡しました。2018年8月、2審の東京高裁第5刑事部（藤井敏明裁判長）は、「自白」の核心部分である殺害日時、場所と態様については信用できないと地裁判決を破棄。殺害日時、場所について訴因の変更を認め、身柄拘束中にお母さんに宛てた「本当にごめんなさい」という手紙を、勝又さんが犯人でなければ説明がつかないとして証明力をかさ上げして、ふたたび無期懲役の判決を言い渡しました。

勝又さんと弁護団は、最高裁に上告してたたかっています。

最高裁は高裁判決を破棄し、勝又さんに無罪判決を！

高裁の論理矛盾

自白は信用できないが、やったのは間違いない

一審の宇都宮地裁(裁判員裁判)は、「状況証拠のみからは勝又さんの犯人性を認定できないが」、「自白」は「犯人でなければ語ることができない具体性、迫真性がある」として、無期懲役の有罪判決を言い渡しました。

二審の東京高裁で、弁護団が提出した法医学者の鑑定書や実験によれば、被害者の遺体にはわずかな血液しか残っておらず、少なくとも1リットルの血液が流れたのに、現場にある被害者の血痕は数滴であったことがわかりました。弁護団の実験から地面に血がしみ込んだ可能性も否定されました。また、遺体に残された創傷が自白の殺害態様と矛盾することも明らかにされました。

高裁判決は弁護団の反証にもとづき、殺害日時、場所、殺害態様の供述部分は信用できないと一審判決を破棄しました。東京高裁は、検察の有罪ストーリーが破綻した以上、無罪判決を言い渡すべきでした。



今市事件の矛盾を検証する支援者

ところが、自白と客観的事実との矛盾については「情状を良くするために虚構を作出した疑いは否定できない」とし、「一連の犯行を行った犯人であることを自認している点では信用できる」として、それを裏付ける証拠も示さず判断しました。

高裁判決は、これまでの冤罪事件の教訓を踏まえて判例が積み上げてきた自白の判断方法に反します。

裁判官の独断

どうにでも読める「手紙」が有罪の根拠

高裁判決は、状況証拠を総合評価すれば勝又さんの犯行を認定できるとしました。その中でも、別件逮捕を利用した身柄拘束中、勝又さんが本件殺人事件を大友検事に「自白」させられた数日後に、母親に宛てた手紙を有罪の決め手と判断しました。

その手紙には、「自分で引き起こした事件」「めいわくをかけてしまい、本当にごめんなさい」などという内容が記載され、検察は状況証拠の一つとして有罪を主張しました。これに対して、弁護側は別件逮捕された商標法違反事件とも読め、本件犯行を示すものではなく多義的に解釈できると反論しました。

一審判決は、「手紙の記載内容のみからでは「事件」が何を指すのかは必ずしも明白とはいえない」「この手紙の存在のみでは、被告人の犯人性を直接的に基礎付ける事情とはなり得ない」と、多義的に解釈できると判断しています。高裁の裁判



勝又さんがお母さんに宛てた「手紙」

官の勝手な思い込みだけで、無期懲役とされてはなりません。

無実が明らかとなった足利事件の菅家さんが、最初に家族に宛てた手紙も、家族に無実を信じてほしいのか、事件を起こした謝罪の意味なのか多義的に解釈できます。高裁判決は、足利事件や過去の冤罪事件の教訓が全く生かされていません。

不公正な裁判

検察の後出しジャンケン、それを認める裁判所

宇都宮地裁の認定した「罪となるべき事実」

被告人は、自分の顔や車を見られている被害者(当時7歳)を解放すれば、自分の行った拉致やわいせつ行為が発覚して家族に迷惑がかかるから、これを避けるためには、被害者を殺害するしかないと考え、2005年12月2日午前4時頃、茨城県常陸大宮市三美字泉沢2727番65所在の山林の西側林道において、殺意をもって、被害者の胸部をナイフで多数回突き刺し、被害者を心刺通(心臓損傷)により失血死させた。

東京高裁の認定した「罪となるべき事実」

被告人は、2005年12月1日午後2時38分頃から同月2日午前4時頃までの間に、栃木県内、茨城県内又はそれらの周辺において、被害者(当時7歳)に対し、殺意をもって、ナイフ様のもののでその胸部を多数回突き刺し、よって、その頃、同所において、同人を心刺通(心臓損傷)により失血死させた。

殺害の日時を「平成17年12月1日午後2時38分頃から同月2日午前4時頃までの間に」、殺害の場所を「栃木県内、茨城県内又はそれらの周辺において」と日時、場所を大幅に広げる！

東京高裁は、状況証拠が乏しいことに加え、勝又さんの自白の核心部分に信用性もないことが明らかになり、この矛盾を解消し有罪と認定するために、検察に起訴状記載の殺害日時と場所について訴因(審判の対象となる犯罪事実)の変更を促しました。また高裁が、勝又さんの犯人性に固執するあまり、罪となるべき事実から「動機」もなくなりました。

刑事裁判にとって、何が罪となる事実なのか審判の対象です。攻撃防御の対象を明確に特定することは被告人・弁護人の防御権、弁護権を保障するうえで大事な刑事裁判の原則です。しかも、控訴審の事実調べの終盤になっての訴因の変更は「あと出しジャンケン」もいいとこで、とても公正な裁判とは言えません。

第三者のDNA

勝又さんのDNA・指紋など一切検出されず

高裁判決は、状況証拠を総合評価すれば勝又さんの犯行を認定できると言います。しかし、勝又さんの無罪方向の状況証拠は総合評価に入れずに切り捨てています。有罪のストーリーに合う証拠だけを積み、不都合な証拠を排除しては正しい結論を導きだすことはできません。高裁の状況証拠の判断は、最高裁判例にも反するものです。

勝又さんの「自白」では、当初「強姦した」、その後、「被害者の陰部や胸を触った」「キスをしたり、自分の陰茎を握らせ、射精した」と供述しています。しかし、被害者にはわいせつされ

た痕跡はありません。「自白」の通りであれば、遺体の髪の中から採取された粘着テープや遺体に付着しているはずの勝又さんのDNA(精液、汗、唾液、皮膚片など)は検出されていません。また、高裁段階で開示された鑑定データからは、捜査関係者でもない第三者のDNAが存在することなどが明らかになっています。

ところが高裁は、検察官の「DNAが汚染された可能性がある」という主張を鵜呑みにして、勝又さんの無罪を示す証拠を科学的な根拠もなく排斥しました。